

令和7年度安城北部小いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが大切である。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、安城市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの防止等の具体的対策

(1) いじめの未然防止と早期発見対応

①いじめを未然に防止する。

- ・児童の人権意識を高め、道徳科や特別活動等で、いじめをしない態度や能力を育むとともに、「いじめ防止基本方針」を保護者・地域と共有し、学校内外でいじめ防止活動を行う。

②相談活動を充実する。

- ・児童との親和的な関係を築くとともに、いじめは絶対に許さない、見逃さないという姿勢で対応していく。
- ・定期的に個別の教育相談日を設け、児童理解に努める。
- ・対話や日記指導等を行い、児童の内なる声を常に受け止めることに努める。

③各学期にいじめの調査を行う。

- ・原則として、年3回実施する。
- ・いじめが発覚した場合は、被害児童の安全確保を最優先し、いじめ対策組織を構築する。
- ・以下のように調査をし、対応をしていく。

調 査 原則として全学年が同時に調査を行う。学級担任は、児童が素直に自らを振り返る機会とする。



集 計 学級担任 → 学年主任 → 生徒指導主任と迅速な集計に心がける。急を要する場合、学級担任は早急に連絡し、学級担任の判断だけで動かない。



検 討 いじめ・不登校対策委員会で対応の仕方について検討する。生徒指導主任は、新たないじめ・継続するかを分け、いじめ・いじめられやすい児童の対応を継続的に記録する。場合に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを交えたケース会議で丁寧な見取りを行い、多角的視点から組織的に対応する。問題によっては、警察等関係機関と連携を図る。



対 応 被害者を守る立場で対応する。加害児童には毅然とした教育的指導・支援を行うとともに、児童の発達を踏まえた「成長を促す」積極的な生徒指導を行う。

○重大な場合 ……早急に家庭訪問をして、被害児童と保護者に事実を確認して対応する。

○それ以外 ……速やかに調査して、被害者へ事実・対応を報告する。

※問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、少なくとも3か月を目安に継続的な指導・支援を行う。

④「北小ふれあい会議」を実施する。

○実施方法

- ・1学期に、通学班の班長を集めて、通学班のトラブルを中心に話し合う場を持つ。
- ・PTAの委員の参加も募る。

○参加児童

- ・通学班の代表を優先するが、会の趣旨によって異なる。

(2) いじめ防止への啓発活動

①全ての教育活動のなかで、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る。

②児童の自浄力を高める人権集会を実施する。

- ・人権集会を2学期に行う。
- ・青少年健全育成啓発標語・ポスターの募集・顕彰を行う。
- ・いじめ防止に向けて、児童自身がいじめ防止について考えることのできる企画内容となるよう支援する。

③いじめを許さない学校風土づくりをする

- ・「いじめを、しない、させない、みていない」の合い言葉を呼びかける。

④いじめ防止に関わる作品コンクール等への積極的な参加を促す。

⑤「安城北部小いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。

(3) いじめ不登校対策委員会の設置

いじめや不登校に関わる問題について、きめ細やかな対策が全職員で十分に協議できるよう、毎月開催し、迅速な対応に当たる。

運営委員会（生徒指導委員会）…毎月開催

校長、教頭、総括事務長、教務主任、校務主任・生徒指導主任・養護教諭・各学年主任
・いじめ、不登校、特別支援教育について協議

生徒指導部会…随時開催

生徒指導主任・養護教諭・児童支援担当・各学年主任
・問題行動(いじめ加害児童への対応を含む)について協議

(4) 地域との連携

地域の有識者といじめの問題について協議する場として、「安城北部小学校健全育成会」、「北小ふれあい会議」を積極的に活用する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、学警連携を図る。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急招集し、案件に応じて専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切な情報を提供する。

4 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 「安城北部小いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みとしては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

(2) 2学期末に実施する「学校評価」アンケートに、いじめに関する項目を盛り込み、児童・保護者・青少年健全育成会委員・教職員による評価を行い、「いじめ・不登校対策委員会」で検証し、見直しを図る。